

モンゴル国法律

2012年5月17日

国家宮殿、ウラーンバータル市

戦略的な影響がある分野において事業活動を行っている企業に対する外国投資を調整する法律

第一章 総則

1. 法律の目的

1. 1 国の安全維持のため戦略的な影響がある分野において事業活動を行っている企業に対する、外国投資家、外国投資家と利害が一致する者または第三者からの投資について規定することが、本法律の目的である。

2. 戦略的な影響がある分野において事業活動を行う企業に対する外国投資に関する法規範

2. 1. 戦略的な影響がある分野において事業活動を行っている企業に対する、外国投資実施についての法令は、憲法[1]、国家安全維持法[2]、モンゴル国の安全についての方針 [3]、外国投資法[4]、競争法[5]、本法律、本法律に関連する法令またはその他の適法な規則から成り立つ。

2. 2. モンゴル国が締結する国際条約に本法律と異なる定めがある場合、国際条約に従う。

3. 本法律で使用する用語の定義

3. 1. 本法律における用語の意味は次のとおりである。

3. 1. 1. 「戦略的な影響がある分野において事業活動を行っている企業」とは、本法律の5. 1で規定する分野において営業を行っている企業をいう。

3. 1. 2. 「意思決定機関の決定を拒否する」とは、法律または企業の定款および契約において「多数決で決定する」と定められた意思決定機関のした有効な決定を、外国投資家、その投資家と利害が一致する者または第三者を通じて、無効にさせる可能性があるという意味である。

3. 1. 3. 「外国投資家」とは、外国投資法の第三章第2条に規定する者のことをいう。

3. 1. 4. 「利害が一致する者」とは、会社法99. 1で規定する者のことをいう。

3. 1. 5. 「第三者」とは、モンゴル国で登録されていない外国投資家およびモンゴル国で登録されていない外国投資家と利害が一致し関係のある法人または自然人という意味である。

3. 1. 6. 「国内系企業」とは、モンゴル国民またはモンゴル法人が設立し、企業所得税またはその他の税金の納税者であり、モンゴル国民またはモンゴル企業が株式の50パーセント以上を保有する企業という意味である。

3. 1. 7. 「投資する」とは、外国投資法第六章において定めるところにより、戦略的影響のある分野で営業を行っている外国登録企業、その子会社、それに支配された会社およ

びこれらと利害が一致する者の株式を、引き受けまたは譲渡するという意味である。

4. 法律の適用範囲

4. 1. 外国の国営企業、国家が出資している企業、国際機関、これらと利害が一致する者および第三者が、モンゴル国内で事業活動を行い、モンゴル国内で事業活動を行っている企業、その企業と利害が一致する者または第三者に投資する場合には、モンゴル国に登録されている企業を通じて、モンゴル政府から許可を受けなければならない。

4. 2. 外国投資家、外国投資家と利害の一致する者および第三者が、本法律5. 1. で規定する戦略的な影響がある分野で事業活動を行いまたは戦略的な影響がある分野における事業活動を行っているときとみなされる企業との間で本法律6. で定める法律行為を行うためには、戦略的な影響がある分野で事業活動を行っている企業を通じて、モンゴル国政府から許可を受けなければならない。

4. 3. 本法律は、モンゴル国が加入した国際条約で規定する外国投資については適用しない。

4. 4. 外国投資家、外国投資家と利害の一致する者および第三者が、本法律に違反して戦略的な影響がある分野で事業活動を行っている企業との間で法律行為をすることを禁止する。

4. 5. モンゴル国外で契約した法律行為については、本法律の4. 1.、4. 2.に規定する法律行為に関する場合には、本法律を守らなければならない。

4. 6. 本法律3. 1.の規定によって企業を設立する目的または戦略的な影響がある分野で事業活動を行っている企業である会社の株式を取得する目的の外国投資家、外国投資家と利害の一致する者および第三者について、本法律が適用される。

4. 7. 戦略的な影響がある分野において事業活動を行っている企業について、外国投資家の持分比率が49パーセントを超える場合で、かつそのときの持分総額が100,000,000,000（1000億）MNTを超える場合には、内閣が国会に報告したうえで、国会が許可の可否を審議して決定しなければならない。その他の許可に関する事項は内閣が決定する。

4. 8. 戦略的な影響がある分野において事業活動を行っている企業が、特定の商品、事業、サービスを購入する場合には、モンゴル系の企業に優先権を与える。優先権を与えることに関する規則は別に内閣で決める。

第二章 戦略的な影響がある分野および許可を受ける必要のある法律行為

5. 戦略的な影響がある分野

5. 1. 国民生活の基本的な需要に答え、経済的独立性を保つ必要性があり、国の正常な活動を維持し、国民の所得を結集して国家の安全を強化するために戦略的影響がある以下に掲げる分野を、国家の安全強化のための戦略的影響がある分野とみなす。

5. 1. 1. 鉱物資源分野

5. 1. 2. 財政金融分野

5. 1. 3. マスメディア、通信分野

5. 2. 内閣は、戦略的な影響がある分野として新たな分野を定める必要がある場合には、

その都度、これを国会に提案し、国会に決定してもらう。

6. 許可を受ける必要がある法律行為

6. 1. 本法律で許可を受ける必要がある法律行為（以下「法律行為」という。）

6. 1. 1. 戦略的影響がある分野において事業活動を行っている企業である会社の株式の3分の1以上を取得する権利を内容とする法律行為。

6. 1. 2. 戦略的影響がある分野において事業活動を行っている企業の執行機関を独自に任命または共同執行機関の組織の多数を無条件で任命することができる権利を内容とする法律行為。

6. 1. 3. 戦略的影響がある分野において事業活動を行っている企業の意思決定機関の決議を拒否できる可能性が生じる法律行為。

6. 1. 4. 戦略的影響がある分野において事業活動を行っている企業の意思決定機関の定めるべき事業方針や決議、これらの企業の事業活動について決定する権利を内容とする法律行為。

6. 1. 5. 鉱物資源のモンゴル国と国際市場との取引において、買い手または売り手に独占権が発生する可能性のある法律行為。

6. 1. 6. モンゴル国の鉱産業の輸出市場と価格水準に対して、直接および間接に影響する可能性のある法律行為。

6. 1. 7. 戦略的影響がある分野において事業活動を行っている企業自ら、それらと利害が一致する者または第三者が、相手方と間で締結する、その企業の保有株式数が減少する結果となるような法律行為。

6. 2. 本法律4. 1. および4. 2. に規定する者が、本法律6. 1. 各号の法律行為をするためには、関係者が、戦略的影響がある分野において事業活動を行っているモンゴル国に登録されている企業を通じて、その法律行為についての協議を行ってから30日以内に、外国投資を管理する国家機関に対し、許可を受けるための申請書を提出しなければならない。

（この条文を2012年8月17日に改正した。）

6. 3. 本法律の6. 1. 1および6. 1. 7. で規定する法律行為をした外国投資家、外国投資家と利害の一致する者および第三者は、その権利を譲渡することによって得た金銭から、モンゴル国税法で定める所得税を支払い、これはモンゴル国の予算に組み入れる。この支払いについては、戦略的影響がある分野において事業活動を行っているモンゴル国に登録されている企業が責任を持たなければならない。

第三章 国家機関による申請の受理と許可

7. 許可の申請および申請の受理と決定

7. 1. 本法律6. に規定する法律行為を行う計画がある場合、本法律4. 1. および4. 2. に規定する者は、戦略的影響がある分野において事業活動を行っているモンゴル国に登録されている企業を通じて、外国投資を管理する国家機関に対し、許可の申請をしなければならない。

（この条文を2012年8月17日に改正した。）

7. 2. 本法律7. 1. に規定した申請の受理、審査および決定についての詳細な手続きは、本法律に従って、内閣が、別に定める。

7. 3. 外国投資を管理する国家機関が、本法律7. 1. に規定した申請を受理したときは、次に掲げる要件の有無について審査しなければならない。

(この条文を2012年8月17日に改正した。)

7. 3. 1. 投資者の活動および投資の性質が、「モンゴル国の安全についての方針」に適合するかどうか。

7. 3. 2. 申請者が、モンゴル国の法律に従い、そのビジネス環境を整備することができるかどうか。

7. 3. 3. その投資が、その分野における競争を停滞させ、独占的な状況を招く性質がないかどうか。

7. 3. 4. その投資が、モンゴル国の国庫収入、特定の政策または活動に対して重大な影響を及ぼさないかどうか。

7. 3. 5. その投資が、その事業分野に対して、マイナスの影響がないかどうか。

7. 4. 外国投資を管理する国家機関は、本法律7. 1. に規定する申請を受理した日から45日以内に、その取引許可についての意見を、内閣に送付しなければならない。

(この条文を2012年8月17日に改正した。)

7. 5. 本法律4. 7. に規定する場合を除いて、内閣は、本法律7. 4. に規定する意見の送付を受けた日から45日以内に、その法律行為を許可するかどうかについて決定しなければならない。

7. 6. 外国投資を管理する国家機関は、本法律7. 5. に規定する決定がなされてから5日以内に、申請者に対し、戦略的影響がある分野において事業活動を行っているモンゴル国に登録されている企業を通じて、決定内容を通知しなければならない。

(この条文を2012年8月17日に改正した。)

7. 7. 内閣は、本法律7. 3. で規定した以外の理由に基づいて、その法律行為を許可しないことは許されない。

8. 取引の報告

8. 1. 戦略的影響がある分野において事業活動を行っているモンゴル国に登録されている企業は、外国投資家、外国投資家と利害の一致する者および第三者が、戦略的影響がある分野において事業活動を行っている企業について5パーセントから本法律6. 1. 1. に規定する割合までの株式を取得されたことまたは本法律6. 1. 7に規定する事情があることについて、30日以内に、外国投資を管理する国家機関に対し、通知する義務がある。

(この条文を2012年8月17日に改正した。)

8. 2. 本法律4. 1. および4. 2. に規定する者は、本法律が施行される日から180日以内に、外国投資を管理する国家機関に対し、戦略的影響がある分野において事業活動を行っているモンゴル国に登録されている企業を通じて、本法律の施行前から戦略的影響がある分野において事業活動を行っているモンゴル国に登録されている企業の株式の5パーセント以上を保有していることについて、報告書を提出しなければならない。

(この条文を2012年8月17日に改正した。)

第四章 その他

9. 法的効果

9. 1. 本法律に規定する必要な事項および本法律の4. 1. および4. 2. の規定に違反して行われた法律行為は、無効とする。

9. 2. 権利を持つ機関は、本法律に違反して戦略的影響がある分野において事業活動を行っている企業の営業を中止させまたは特別許可を取り消す。

10. 本法律の施行

10. 1. 本法律は、2012年5月17日から施行される。

モンゴル国会議長

DEMBERE L

注意書き

この翻訳は、2013年3月1日現在の法律を、モンゴル語から日本語に直接翻訳したものです。翻訳にあたっては、文書の性質上、できる限り原文に忠実に翻訳することに努めました。ただし、この翻訳は、政府機関等が内容の正確性を保証している公式な翻訳ではありません。利用者は、この翻訳をあくまでも参考にとどめ、必要に応じて原文を参照することをお勧めします。

【翻訳者】

Ch.アンフバヤル

1976年生まれ。モンゴル国立大学ジャーナリスト学部卒業。文化教育大学日本語学部卒業。「ウランバートル」市役所新聞記者、「TV-Delgets」新聞編集者、道路建設会社の通訳等を経て、現在、法律関係を中心に通訳・翻訳などを行っている。ウランバートル市在住。

【監訳者】

岡 英男

1972年生まれ。京都大学大学院法学研究科修了。弁護士（兵庫県弁護士会）、日本弁護士連合会国際交流委員会幹事、モンゴル国仲裁裁判所仲裁人。2010年からJICA調停制度強化プロジェクトチーフアドバイザーとしてモンゴル国最高裁判所で勤務している。ウランバートル市在住。